

福岡県アライグマ防除対策協議会 設置要綱

(目的)

第1条 福岡県アライグマ防除対策協議会（以下「協議会」という。）は、福岡県内において急速に生息分布を拡大させ、生態系、農林水産業、生活環境、人体への被害を生じさせているアライグマについて、防除対策を検討することを目的とする。

(所掌)

第2条 協議会は、次に掲げる事務について所掌する。

- 一 アライグマの情報交換に関する事項
- 二 アライグマの防除体制に関する事項
- 三 アライグマ防除実施計画及び防除実施方法の検討に関する事。
- 四 防除対策の検証、計画の見直し等に関する事。
- 五 その他目的の達成に必要な事項

(選任)

第3条 委員は、専門的な知見を有する者のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は3年とする。ただし、後任の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

(構成)

第4条 協議会に会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長が必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 3 会長が必要と認める場合は、委員以外の者からの意見聴取及び資料提供を事務局に求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、福岡県環境部自然環境課内に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は協議会において定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月2日から施行する。